

(財)埼玉県社会保険協会

寄付行為

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、健康保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者及び被扶養者ならびに船員保険の被保険者の福祉を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は財団法人埼玉県社会保険協会という。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、さいたま市浦和区仲町1丁目4番10号浦和商工ビル3階におく。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達するため、次の事業を行うものとする。

1. 社会保険事業の普及、発展、向上に資するための広報、宣伝、及び調査研究に関すること。
2. 被保険者等の健康の保持増進及び生きがい対策のための事業に関すること。
3. 健康保険、厚生年金保険、船員保険及び国民年金の相談に関すること
4. その他評議員会において必要と認めた事業。

第2章 資産および会計

(資産)

第5条 本会の資産は次に掲げるものとする。

1. 本会の設立の日に有する基金
2. 会費
3. 寄附金
4. 財産から生ずる収入
5. 事業に伴う収入
6. その他の収入

(経費)

第6条 本会の経費は、前条第1号から生ずる収入および第2号ないし第6号の資産をもってこれにあてる。

(資産管理)

第7条 本会の資産は郵便官署または確実な銀行に預入れ、もしくは国債または有価証券を購入することができる。

前項に定めるもののほか事業運営上必要ある場合においては、不動産を購入することができる。

(会計)

第8条 本会は毎会計年度歳入歳出予算を調整し、年度開始前に評議員会の議決を経てこれを定め、決算は年度経過後すみやかにその認定に附さなければならない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は政府の会計年度による。

第3章 会員

(会員)

第 11 条 本会の会員は埼玉県内に事業所を有し健康保険法、厚生年金保険法及び船員保険法の適用をうける事業主とする。

(会費)

第 12 条 会員は、本会の経費に要する会費を負担しなければならない。
前項の会費の負担その他必要な事項については別にこれを定める。

第 4 章 役員および職員

(役員の種別)

第 13 条 本会には、次の役員をおく。

会長	1 名
副会長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
監事	若干名
評議員	若干名

(会長、副会長の選任、任務)

第 14 条 会長および副会長は理事がこれを互選する。

会長は、会務を総理し会を代表する。

副会長は会長を補佐し会長が事故あるときは、これを代理する。

(常務理事の選任、任務)

第 15 条 常務理事は理事が互選する。

常務理事は、本会に関する会務を掌理する。

(事務委任)

第 16 条 会長の権限に属するうち、別に定める事項については、常務理事に委任することができる。

(理事の選任、任務)

第 17 条 理事は評議員がこれを互選する。

ただし、必要ある場合においては、会長が評議員会の同意を得て学識経験者を選任することができる。

理事は理事会を組織し、会務を執行する。

(監事の選任、任務)

第 18 条 監事は評議員会が会員の中から選任する。

監事は、本会の会務を監査する。

(評議員の選任、任務)

第 19 条 評議員は、別に定める地区ごとに会員がこれを互選する。

第 17 条但し書きにより選任された理事は、評議員を兼ねるものとする。

評議員は評議員会を組織し会務を審議する。

(役員の任期)

第 20 条 役員の任期は 3 年とする。

役員に欠員を生じたときは補欠役員を互選または選任する。

補欠役員の任期は前役員の任期の残存期間とする。

役員は、任期満了後といえども後任者の就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(顧問)

第 21 条 本会に顧問をおくことができる。

顧問は理事会の同意を得て、本会に功労のあつた者または学識経験者を、会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、会の各会議に出席して意見を述べることができる。

(職員)

第 22 条 本会に必要な職員をおき、必要事項については別に定める。

第5章 会議

(種類)

第23条 本会の会議は、理事会、評議員会および総会とする。

(評議員会の職務)

第24条 評議員会の職務権限は、次のとおりとする。

1. 歳入歳出予算を定めること。
2. 決算報告を認定すること。
3. 不動産の買入または処分を認定すること。
4. 基金処分に関すること。
5. その他会長において必要と認めて附議した事項。

(招集)

第25条 評議員会は、会長がこれを招集する。

評議員の半数以上から文書をもって招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(定足数)

第27条 会議は理事会においては理事、評議員会においては評議員の3分の1以上の議員が出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、同一の事案について再度招集しても、なお定数に達しないときは、この限りでない。

(議決)

第 28 条 会議の議事は出席した理事または評議員の過半数で、これを決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(委任表決等)

第 29 条 理事会または評議員会に出席することができない議員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の議員に表決を委任することができる。

(会議規則)

第 30 条 評議員会の議事に関する規則は別にこれを定める。

(総会)

第 31 条 総会は評議員会の権限に属する事項につき、特に必要ある場合に会長がこれを招集する。

(準用規定)

第 32 条 前条の規定による総会に関しては、評議員会に関する規定を準用する。

第 6 章 支部

(支部の設置)

第 33 条 本会は、各社会保険事務所(局内事務所)の管内ごとに支部をおくことができる。

支部の組織その他必要事項については、別にこれを定める。

第 7 章 雑則

(寄附行為の変更)

第 34 条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会において出席議員の 3 分の 2 以上の議決を経て埼玉社会保険事務局長の認可を受けなければならない。

(解散及び残余財産の処分)

第 35 条 本会は民法第 68 条の場合、評議員会において出席議員の 3 分の 2 以上

の議決を経て、埼玉社会保険事務局長の承認があったときに解散する。

前項により解散したときの残余処分は、理事会の議決を経て埼玉社会保険事務局長の承認を得て、本会と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

本則は昭和 23 年 6 月 21 日より施行する。

附則

この改正は昭和 38 年 9 月 29 日より施行する。

附則

第 1 条 この改正は昭和 51 年 5 月 10 日から施行する。

第 2 条 改正前の寄附行為により選任された役員の任期については、改正後の規定にかかわらず任期満了まで就任するものとする。

第 3 条 本会の第 1 条、第 3 条、第 4 条、第 10 条及び第 11 条の改正は平成 2 年 11 月 19 日から施行し、平成 2 年 12 月 4 日から適用する。

第 4 条 本会の第 3 条の改正は平成 11 年 10 月 1 日から施行する。第 34 条の改正は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

第 5 条 この寄附行為施行の際、現に役員に存在している者の任期は、第 20 条の規定にかかわらず、選任されたときの任期による。

第 6 条 この改正は平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

第 7 条 本会の第 11 条の改正は平成 17 年 3 月 29 日から施行する。

第 8 条 本会の第 4 条を改正する。

第 10 条は削除する。（平成 21 年 3 月 27 日評議員会の議決により削除する。）